



このたび、法律関連のニュースや当事務所の近況などを不定期にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報になればと思っております。

.....

損害賠償に関する基礎知識

- 1 アメリカなどでは、「訴訟社会」といわれ、損害賠償の請求が激増しました。

日本においては、まだまだアメリカほどには、多くの損害賠償の請求がされているわけではありません。しかし、日本においても社会的な風潮として、損害賠償の請求は増える可能性があるといえます。



- 2 ただし、日本の損害賠償についての法律論はアメリカにあるような「懲罰的損害賠償」などは認められておらず、不法行為等と因果関係のある損害のみとされております。

損害項目としては、物的損害であれば修理費、人身損害であれば治療費などの現実に出費する損害、休業を伴った場合の休業損害のほか、慰謝料などが認められます。

ただし、慰謝料は原則として車両の損壊などの物的損害には認められません。



- 3 慰謝料については、怪我や病気の場合、原則として入院期間・通院期間、後遺障害の等級によって決まってきますが、損害賠償といっても様々なパターンがあり、例えば不貞行為のような場合には200万円～300万円となるなど、各類型ごとに異なり、それぞれ法律に金額の規定があるわけではなく、判例によって判断されることが多いです。

4 他方、加害者として請求される場合もあり得ます。

自分が加害者になる場合だけでなく、親として子どもの過失や、雇い主として従業員の過失により、請求される場合もあり得ます。

自分や子ども、従業員などの過失等により損害賠償請求され、支払うことができないということになると、自分だけでなく、被害者の人に対して、大変不幸なことです。

この点、私が依頼を受けた事件で、子どもの過失で被害者の人が死亡してしまったという件もあり、この件では、保険に入っていたため、せめて賠償することができたことが、その限りではよかったといえました(もちろん、お亡くなりになったという不幸は取り返しがつきませんが・・・。)

このようなことから、以上のようなケースなどにも備えた保険加入をしておくべきということになります。

5 当事務所では、これらの法律相談について、事故などが発生した場合の相談・依頼のほか、事故などが起きる前に行っておくべき法的な事前対策に関する相談や講演(事業主、従業員、学校、スポーツ団体、その他あらゆる個人や団体に対応いたします。)なども行っております。

また、会社側としての場合に、問題が起きた場合の対処はもちろん、事前対策のご相談、講義・講演なども承っております。

お気軽にご相談ください。



ご相談をご希望される場合は、
下記電話番号まで、ぜひご連絡ください。

当事務所ホームページ



<http://www.lwo.jp>

交通事故相談に関する専門サイト(ホームページ)



<http://www.klwo.jp>

お気軽に、ご相談ください。



お問合せ **西山法律事務所** 弁護士 西山 一博 弁護士 下出 太平

TEL 052-957-1106 info@lwo.jp <http://www.lwo.jp>

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番22号 名城ビル6階(名城小学校西向かい)

執務時間:午前9時30分~午後6時 休日:土曜・日曜・祝日

